



パラリンピックで学んだこと

開小学校 六年 戸嶋 心勇

『パラリンピック』
聞いたことはあったけれど、ぼくは、実際それが何なのかよく知りませんでした。そして、今年、初めてパラリンピックを見ました。手足のない人、目の見えない人、さまざまな障がいを持つ人が、さまざまな競技に出場していました。

ぼくは、最初、なぜパラリンピックをわざわざテレビで放送するのかわかりませんでした。もし、自分だったら、「人に見られたくない。」そう考えるはずだと思っていたからです。

でも、テレビの中の選手たちは、ぼくの想像とはまるで違っていました。両手足のない水泳選手もラケットを口にくわえてプレーする卓球選手も、みんな生き生きとしていて、自分の限界に挑戦し続ける気迫を感じました。

ぼくは、自分がとてもはずかしくなりました。そして、ずっと心に引っかかっていた出来事を思い出し

ました。

ぼくが三年生のころ、あすなろ学級の六年生が友だちにくつつをはかせてもらっていました。

「なんで、六年生なのにはかせてやりよると。」
と尋ねると、
「A君ができないことを手伝っているだけだよ。」

と当然のように言われました。当時のぼくは、さっぱり意味が分かりませんでした。

でも、今なら分かります。自分のできることを精いっぱいやって、できないことは助けてもらう。ぼくがしていることと同じでした。いいえ、A君もパラリンピックの選手も、できなかつたらすぐにあきらめていたばくよりずっとすごい人たちでした。

パラリンピックは、ぼくの心にあつた差別意識に気づかせてくれました。そして、手足がなくても自分でくつつがはけなくても、人はみんな同じ人間なんだということ、できない人をバカにするのはおかしいということ、を教えてくださいました。ぼくは変われる！

な同じ人間なんだということ、できない人をバカにするのはおかしいということ、を教えてくださいました。ぼくは変われる！

【先生のコメント】
パラリンピックには、パラリンピックスポーツを通して世の中の人に気付きを与え、よりよい社会を作るために活動しようとする気持ちになることをねらっているそうです。心勇さんは、まさに、自分の心の中にあつた差別意識に気づき、よりよい人間関係を築こうとがんばっていますね。

「みんな自分と同じ人間なんだ」と気付くことができた心勇さんは、きっと、社会の中でのバリアを減らし、人と人との輪を広げいくことができるでしょう。

大空に咲く 人権の花

11月5日、大江小学校で3年生の児童28人と人権擁護委員などが参加し、エコ風船を飛ばしました。エコ風船は土にかえる優しい素材でできています。

この取り組みは、人権の花「ひまわり」を育てることで命の尊さを実感し、優しい思いやりの心を育むことを目的としています。

児童たちは6月から育てたひまわりの種を収穫し、思い思いのメッセージを書いた手紙とともにエコ風船を飛ばしました。風に乗って飛んでいく風船に「きれいだな」「外国まで届くといいな」と歓声が上がりました。



言葉を背負うこと

山川中学校 二年 山下 穂乃実

みなさんは、日頃から、知らずに相手を傷つけてしまったことはないだろうか。

というのも、次のような経験をしたからだ。私は、仲の良い友達に、「何でもできていいよね。」と、何げなく言ったことがある。羨ましくて、私としては、感じたままに言ったのだ。悪意なんてなかった。でも、友達は、「別に何でもできるわけじゃないよ。」と、不快そうな顔を

して言った。私は、相手のことをよく理解しないで言った言葉が、相手を傷つけてしまったことにとっても驚いた。そして、友達に、不快な言葉として、受け取られてしまったことも悲しかった。確かに、人それぞれ受け取り方は違う。でも、この

ささいな言葉で、友達と気まずくなるのは嫌だ。大岡信さんの「言葉の力」という随筆に、桜の花びらのピンクは春先の樹木全身のピンクが表れ出たものであるように、言葉はそれぞれ発する人間全体

を背負っているという表現があつたのを思い出した。

最近では、SNS上で心ない言葉が飛び交っている。人気なアプリ TikTokでは、ある人の発言の一部が切り取られたり、さらに加工されたりして、相手を侮辱する動画があふれている。また、書き込むことは相手からの悪評も返ってくることも前提だという意見を聞くこともある。しかし、そうだろう

か。言葉は時として鋭い刃物になり、相手の命も奪いかねない。そうであるなら、どんな理由であれ、人に苦痛を与える言葉は使うべきではない。必要以上に相手を責め、苦しめる言葉を聞きたくない。

私は、相手を励ます温かい言葉をかけられる人になりたい。自分の発した言葉は、相手にとってはどんな言葉かを考え、相手と向き合い、素直な気持ちを伝え、今までの以上の友達関係を築いていきたい。

【先生のコメント】

いつも周りのことをよく気にかける、困っている人がいれば、さりげなく手助けすることが出来る穂乃実さん。そんなあなたでも知らず知らず相手を傷つけてしまう経験をしたのですね。

相手の心の中をのぞくことはできません。でも、相手の表情や行動で感じることはできます。さまざまな情報や言葉があふれている現代だからこそ、言葉に責任を持ち、温かい気持ちで人と接していきたいものです。



人権週間および県内二斉無料電話相談

12月4日(出)から10日(金)までは「第73回人権週間」です。県内二斉無料電話相談を実施します。

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの悩みや困りごとは、どんなささいなことでも1人で悩まず相談ください。人権擁護委員と法務局職員が相談に応じます。(秘密厳守)

■日時 12月5日(日)午前9時～午後5時
■福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会
(TEL 0120・889・405)

みやま市・柳川市事業主

人権・同和問題研修会

■日時 令和4年1月25日(火)
午後1時50分～午後4時30分
■場所 まいピア高田
■内容 講演「部落差別の現実と基本的歴史認識」
■講師 福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師／迫本幸二氏

■申込期限 12月24日(金)
■申込方法 申込書を直接またはファクスにて提出
※申込書は人権・同和对策室またはホームページに備えています

■問い合わせ 同和对策室
(TEL 64・1544 / fax 64・1514)